

## 豊田市狩猟免許取得支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号）に定めるもののほか、狩猟免許の取得費等に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「狩猟免許」とは、第1種銃猟免許、第2種銃猟免許、わな猟免許及び網猟免許をいう。

### (補助金の交付目的)

第3条 この補助金は、狩猟免許の取得等に係る費用を補助することにより、狩猟免許の取得等の促進を図り、もって地域の有害鳥獣捕獲活動の担い手を確保し、農作物被害の防除に資することを目的とする。

### (補助事業者)

第4条 補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は、農作物被害の防除のために地域の有害鳥獣の捕獲活動に従事する意思のある者で、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 補助を受けようとする年度に狩猟免許を取得していること。
- (2) 猟友会長の推薦を受けていること。ただし、藤岡・小原地区は、各支部長とし、東加茂猟友会は各支会長とする。
- (3) 猟友会に入会していること。
- (4) 豊田市内在住者であること。
- (5) 豊田市税を滞納していないこと。

### (補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、狩猟免許の取得等に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 狩猟免許申請手数料及び診断書発行手数料
- (2) 講習会の受講料及びテキスト代等
- (3) 猟友会入会金
- (4) 狩猟者登録手数料

### (補助金額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の合計額とし、当該額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の額は3万円を限度とする。

### (交付の申請)

第7条 補助金の交付の申請（以下「交付申請」という。）をしようとする補助事業者は、狩猟免許取得支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、補助を受けようとする年度の3月31日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (2) 狩猟免状の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の交付申請を先着順に受け付けるものとし、申請額の合計が当該年度の予算の範囲を超えるときは、受付を停止するものとする。

(交付の決定等)

第8条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは交付の決定及び補助金の額の確定をし、狩猟免許取得支援事業補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第2号）により、補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の目的を達成するために必要と認めるときは、前項の交付決定に条件を付することができるものとする。

(交付決定の除外要件)

第9条 前条第1項の規定にかかわらず、市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定をしないことができる。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながらその組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団の威力若しくは暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人若しくは団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (4) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(交付申請の取下げ)

第10条 第7条第1項の通知を受けた補助事業者は、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から15日以内に交付申請を取り下げることができる。

2 交付申請の取下げがあったときは、当該交付申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(補助金の交付)

第11条 第8条第1項の通知を受けた補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、速やかに所定の請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書が提出されたときは、遅滞なく補助金を交付するものとする。

(検査等)

第12条 市長は、補助事業者に対し、必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(帳簿等の整備・保存)

第13条 補助事業者は、補助対象経費に係る帳簿を備え、その収入額及び支出額を記載するとともに、その内容を証する書類を整備し、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間、これを保存しておかなければならない。

(補助事業者の責務等)

第14条 補助事業者は、有害鳥獣の捕獲活動の実施に当たって、危険及び損害の防止に努めなければならない。

2 前項の捕獲活動の実施により損害が発生した場合において、市は、その責めを負わないものとする。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させなければならない。

(1) この要綱又は補助金の交付の決定をするに付した条件若しくは市長の指示に違反したとき。

(2) 偽りその他の不正な行為により補助金の交付を受けたとき。

(3) 第9条各号のいずれかに該当したとき。

(4) 第12条の規定による指示に従わず、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

(5) その他補助金の交付を不相当と認めたとき。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第16条 補助事業者等は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第4号により速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令6年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なお効力を有する。

様式第1号（第7条関係）

令和 年度 豊田市狩猟免許取得支援事業補助金交付申請書兼実績報告書

申請日 令和 年 月 日

豊 田 市 長 様

申請者

住 所	〒	豊田市
氏 名	ふりがな	
生年月日	年	月 日
電話番号	-	-

令和 年度における豊田市狩猟免許取得支援事業について、補助金の交付を受けたいので、豊田市狩猟免許取得支援事業補助金交付要綱第7条により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額

金	, 000 円
4の②を転記	

2 補助金申請の同意・誓約事項

内容	同意・誓約欄 (☑チェックしてください)
1 豊田市税を滞納していない	<input type="checkbox"/>
2 本補助金の交付事務に必要な内容に関し、住民基本台帳の閲覧や市税の収納状況を確認することに同意します。	<input type="checkbox"/>

3 消費税非課税事業者

内容	同意・誓約欄 (☑チェックしてください)
消費税免税事業者である。	はい <input type="checkbox"/>
	いいえ <input type="checkbox"/>

4 添付書類（チェック欄：☑を入れて下さい）

- 補助対象経費に係る領収書の写し  
※猟友会年会費・保険料・狩猟税などは対象外
- 狩猟免状の写し
- 請求書  
※請求者名と振込口座の名義が異なる場合は委任状が必要
- 振込先口座の通帳の写し

5 事業の目的（該当するものに☑を入れて下さい）

狩猟免許（第一種銃猟 第二種銃猟 わな猟 網猟）の取得により、地域の有害鳥獣捕獲の担い手として農作物被害の減少に寄与することを目的とする。

46 経費負担区分

補助対象経費区分	①経費	②補助予定額 (千円未満切捨)
狩猟免許申請手数料	円	
診断書手数料	円	
講習会受講料（テキスト代含む）	円	
例題集代	円	
猟友会入会金（年会費は除く）	円	
狩猟者登録手数料（狩猟税は除く）	円	
合計	円	
消費税等仕入控除税額	円	
差引	円	, 000

↑  
個人の上限額：3万円

57 猟友会長等の推薦

有害鳥獣による農作物被害防除対策を実施するため、  
 【申請者】 \_\_\_\_\_ を地域の有害鳥獣捕獲の担い手として  
 推薦します。  
 年 月 日  
 【推薦人】 \_\_\_\_\_ 猟友会 長 \_\_\_\_\_ 印

↑  
猟友会長等の署名・押印

68 有害鳥獣捕獲活動に従事する意思の確認

私は、有害鳥獣による農作物被害防除対策のために、地域の有害鳥獣捕獲活動に従事することを誓います。  
 年 月 日【申請者】 \_\_\_\_\_ (自署)

様式第2号（第8条関係）

豊農振発第免許 号  
令和 年 月 日

様

豊田市長 太田 稔彦

令和 年度豊田市狩猟免許取得支援事業補助金交付決定  
通知書兼確定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度豊田市狩猟免許取得支援事業について、豊田市狩猟免許取得支援事業補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり決定します。

記

- 1 補助金の額 金 円
- 2 交付の方法 指定口座に振込み

様式第4号（第19条関係）

令和 年度豊田市野生鳥獣被害防止対策事業補助金に係る  
消費税等仕入控除税額報告書

年 月 日

豊田市長 様

報告者  
住所  
氏名

年 月 日付け豊農振発第 号をもって額の確定の通知があった  
令和 年度豊田市豊田市狩猟免許取得支援事業補助金に係る消費税等仕入控除税額に  
ついて、豊田市豊田市狩猟免許取得支援事業補助金交付要綱第16条第1項の規定によ  
り、次のとおり報告します。

- 1 額の確定の通知額  
円
- 2 実績報告時に減額した補助金に係る消費税等仕入控除税額  
円
- 3 確定した補助金に係る消費税等仕入控除税額  
円
- 4 補助金返還相当額（3の金額から2の金額を差し引いた額）  
円
- 5 添付書類  
3の補助金に係る消費税等仕入控除税額の積算内訳など

注：補助金に係る消費税等仕入控除税額が0円の場合でも提出すること。